

# 序章 調査研究の背景と目的

## 1. 調査研究にいたる経緯

### (1) 奈良文化財研究所にて

本報告書は、平成18年度～22年度の奈良文化財研究所第2期中期計画において位置付けられた文化的景観に関する調査研究のうち、四万十川流域を事例として取り上げておこなった実践的研究の成果をまとめるものである。

奈良文化財研究所では、文化的景観に関する調査研究につき、この概念が日本の文化財保護の分野の中で話題になり始めた平成9年前後から取り組み始めている。周知のように、「文化的景観」概念が文化遺産分野で取り上げられるようになったのは、世界遺産の文脈においてである。平成4年の第16回世界遺産委員会において、世界遺産の中に人間の営為と自然との共同作品である文化的景観の概念を導入することが正式に決定された。平成7年にフィリピン・コルディレラの棚田が文化的景観として初めて世界遺産一覧表に登録され、以降、文化的景観の登録事例がヨーロッパを中心に増加していった。同じころから国内においても棚田や里山といった文化的景観の保護に対する要請が高まりつつあったため、奈良国立文化財研究所では、平成9年から造園を専門とする研究員を中心にした「名勝および文化的景観」研究会を発足させた。この研究会は、文化庁や行政担当者の参加も得つつ、海外から示された文化財の新たな概念に対して、理念や施策のあり方、日本の文化財保護制度の見直しの必要性等について議論や意見交換を重ねる場となった。

平成16年の文化財保護法改正によって、新たな文化財の範疇として「文化的景観」が追加された。この際、文化庁より奈良国立文化財研究所へ、文化的景観に関する施策の推進に当たり必要となる基礎的研究への協力依頼があった。研究所では平成17年3月に文化遺産研究部の部員を中心に「文化的景観に関する研究会」を設け、平成18年2月までの

期間で計9回の研究会を実施し、文化的景観の基礎的概念や取り組み課題、調査研究の対象候補や推進体制についての検討をおこなった。

この成果を受けつつ、奈良文化財研究所では平成18年度からの新規中期計画開始に伴い、文化的景観の保護行政に資する調査研究を研究業務の柱の一つとして位置づけ、さらに、組織改編に合わせて文化遺産部に景観研究室を新設した。文化的景観の制度が運用されて間もない時期であるため、景観研究室では文化的景観の基礎的概念や調査方法、価値評価、保存計画、整備・活用に関する基礎的・実践的な検討をおこなうとともに、そのモデルケースを提示することを念頭に置き、特定地域を対象としたフィールド調査を進めることを計画した。

そこで対象地として選択したのが、四万十川流域である。四万十川流域をフィールド調査の対象とした理由は、①四万十川流域という広域を対象としているため多種多様な要素が複合しており、調査手法や価値評価、保存計画など様々なパターンの検討ができること、②四万十川の保全に関する取り組みの実績が豊富にあり、また平成15年に文化庁より報告された「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」において四万十川が重要地域に選択されたことにより、地元自治体内で四万十川流域の重要文化的景観選定を目指す機運が高まっており、文化財保護行政と連動した調査研究が可能だったこと、が挙げられる。

### (2) 四万十川流域にて

四万十川の価値や流域としての一体性は、1970年代まで地元住民にも県当局にもあまり認識されていなかった。その四万十川がにわかに脚光を浴びたのは、昭和58(1983)年9月12日に全国放送されたNHK特集「土佐・四万十川～清流と魚と人と～」が契機であった。このNHK特集では、四万十川に住む川魚の生態と伝統漁法を追いながら、人が飲める清流を保ち得た背景が紹介された。そして、番組

のなかでアナウンサーの語った「日本最後の清流四万十川」という言葉は、四万十川のキャッチフレーズとして一気に全国に知れ渡るところとなった。

翌昭和 59 (1984) 年には、予土線の江川崎～大正間にトロッコ展望列車「清流四万十号」が走り、四万十川中流に位置する西土佐村などは観光ブームに沸くこととなった。こうして幡多地域の観光の顔は、足摺から四万十川に変わっていくことになり、また地元住民や行政団体などもこれをきっかけに四万十川に関する活発な活動を展開していった。

四万十川では平成元年の「高知県清流保全条例」の制定を皮切りに、河川環境の保全を目指した多方面での施策の展開や、協議会や研究会、市民グループの設立、イベントやシンポジウムの開催が重ねられてきた。中でも、平成 6 年には、四万十川流域が一体となった清流保全の取り組みを推進するために、当時の流域 8 市町村（中村市、窪川町、梶原町、東津野村、大野見村、大正町、十和村、西土佐村）で構成される「四万十川総合保全機構」が設立され、また平成 12 年には、四万十川の保全と流域の振興を推進する中核的实践組織として「財団法人四万十川財団」が設立された。さらに平成 13 年には、河川の生態系や景観の保全はもちろんのこと、流域における農山村景観の保全活用も盛り込まれた「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（通称：四万十川条例）」が制定され、四万十川を軸にした地域づくりが推進されてきた。

こうした取り組みが一定期間重ねられ、住民や行政内での四万十川に対する合意形成が進んだ段階で、「四万十川流域の文化的景観」の重要文化的景観選定を目指した取り組みが行われることとなった。

### (3) 重要文化的景観の選定に向けて

平成 18 年、四万十川流域の 5 市町と高知県は、連携して四万十川流域の重要文化的景観選定を目指す合意をし、文化的景観に関する勉強会が開始された。そして同年 10 月に流域 5 市町（四万十川担当課、教育委員会）と高知県（清流・環境課、文化財課、都市計画課等）により組織される四万十川流域文化的景観連絡協議会が設置され、その事務局として四万十川財団が、オブザーバーとして奈良文化財研究所が位置づけられた。

複数の自治体が連携しての重要文化的景観選定への取り組みは全国で例がなく、流域 5 市町が足並みを揃えた取り組みが必要だった。奈良文化財研究所では各自治体と調整を重ねながら、四万十川流域全体を見据えた調査手法、価値評価の方向性、保存計画の枠組みを提示することを自主的に進め、流域 5 市町の取り組みを援助した。その間、平成 18～19 年度には梶原町と四万十市から、平成 19 年度には四万十町からの調査委託を受け、市町単位での重要文化的景観の選定申出に係わる調査及び報告書の作成を実施することとなった。

関係諸機関の取り組みの結果、高知県内の 5 市町（津野町・梶原町・中土佐町・四万十町・四万十市）が申出を行った「四万十川流域の文化的景観」について、平成 20 年 11 月 21 日に文化審議会は国の重要文化的景観に選定するよう文部科学大臣に答申した。そしてこれを受け、平成 21 年 2 月 12 日に、国は文化財保護法第 134 条第 1 項の規定に基づき「四万十川流域の文化的景観」の 5 物件を重要文化的景観に選定した。

選定の対象は、四万十川流域の源流から河口までの約 36,000ha である。複数の自治体にまたがった重要文化的景観選定は初めてであった。また、木材生産を実施している国有林を含む選定事例としても国内初のケースとなった。

選定後、四万十川流域では 5 市町が連携したシン

ポジウムの開催や広報活動をおこなうとともに、各市町の整備・活用の取り組みも進められつつある。また、津野町や栲原町、中土佐町、四万十町においては、「四万十川流域の文化的景観」の追加選定を目指した取り組みが進められている。この内、中土佐町では平成23年2月7日に「四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来」の追加選定を受け、また、同日には久礼地区一帯が「久礼の港と漁師町の景観」として重要文化的景観の新規選定を受けた。久礼地区は四万十川流域には含まれないが、中土佐町内の四万十川流域に当たる大野見地区からの林産物が集められ、その積出港として成立した経緯を持つため、流域との関係は深く、四万十川流域の文化的景観に関連する文化的景観と捉えることが可能である。

#### 重要文化的景観選定名称等

- 高岡郡津野町  
「四万十川流域の文化的景観 源流域の山村」  
選定面積：5355.7ha、  
選定基準：二（3・5・8）
- 高岡郡栲原町  
「四万十川流域の文化的景観  
上流域の山村と棚田」  
選定面積：8976.9ha  
選定基準：二（1・3・5）
- 高岡郡中土佐町  
「四万十川流域の文化的景観  
上流域の農山村と流通・往来」  
選定面積：3324.2ha  
選定基準：二（1・3・5・7・8）
- 高岡郡四万十町  
「四万十川流域の文化的景観  
中流域の農山村と流通・往来」  
選定面積：13392.7ha  
選定基準：二（1・3・5・7・8）
- 四万十市  
「四万十川流域の文化的景観  
下流域の生業と流通・往来」  
選定面積：5303.6ha  
選定基準：二（3・4・5・7・8）

## 2. 調査研究の目的と内容

### （1）文化的景観における問題の所在

文化的景観は生きているものであるため、生活や生業に応じてゆるやかに変化するとともに、時間の経過の中で進化していくという側面も持つ。変化しながらもその中に連続する何かを保ち続けることを特質とする文化的景観の保護にあたって、常に問題になるのが、許容できる適切な変化とは何かということである。それは個別の要素の価値から判断することは難しく、各文化的景観の本質的な価値から判断されるものだろう。しかしながら、その文化的景観の本質的価値と保護のあり方の関係ははまだ手探りの状態が各地で続いており、価値評価の考え方も様々である。

また、文化的景観は個々の有形の要素だけでなく、その形成や維持に関わる住民の生活や生業といった無形の要素に支えられて成り立っている。無形要素と有形要素が相互に関係することをもうひとつの特質とする文化的景観において、その関係に注目した評価と保護に対する調査研究は不可欠である。

文化的景観が他の文化財と異なる点がもう一つある。それは非常に広い地域を対象にできるというダイナミズムである。文化的景観として独特の価値を有するのは多種多様なしくみを持つ個々の要素や地区といったマイクロなレベルのものだけでなく、それらが複合し相互の有機的な関係から成り立つマクロなレベルのものもある。例えば、流域や平野、盆地、島などの単位が挙げられるが、そうした広域の文化的景観に対する保護の在り方についての検討が必要である。

文化的景観保護行政は年々発展しつつあり、都市域の文化的景観の選定や、重要文化的景観における整備活用事業などにおいて、新たな課題が次々と現れている。しかしながら、その前提となる価値評価には十分な余地が残されているといえ、その深化が急務といえるだろう。

## (2) 既往の研究と本報告書の目的

**四万十川流域を扱う目的** 四万十川流域の文化的景観は、文化的景観概念とその保護制度が有する諸問題に対し、具体性のある場所から解決の一端を与えてくれるポテンシャルを持っている。文化的景観を構成する要素が多様で、相互に関連を持ちながら変化を重ねてきていること、生業や生活文化に独自のものがあり、有形要素とあいまって景観をつくりあげていること、そして何よりも広域に及ぶ文化的景観であるということが挙げられよう。本報告書において四万十川流域という対象を扱う目的は、奈良文化財研究所独自の研究及び委託研究等で実施してきた調査の成果をまとめて、四万十川流域の文化的景観が持つ独自の特性を明らかにするのはもちろんのこと、文化的景観を読み解く方法論を提示し、文化的景観一般の諸問題に一定のアプローチを示すことにも重きを置いている。

また平成 22 年度現在、自治体の枠を越えた広域での重要文化的景観の選定事例は四万十川流域以外にはまだないが、最上川流域や阿蘇地域など、選定を目指した取り組みをおこなう箇所が増えつつある。こうした地域に対して応用できる視点を提示することも、四万十川流域を扱う目的となる。

**既往の研究** 四万十川流域の文化的景観の基礎をなす自然、歴史、生活・生業については、長い研究の蓄積がある上、各市町村史において、地域ごとに包括的なまとめがなされている。これらの膨大な成果については、流域全体の文化的景観をとらえる上での基礎的情報として、本報告書全体にわたって参照している。

また、平成 18 年から実施された四万十川流域の文化的景観の価値評価と保存計画策定に関する調査の成果が、出版物としてはまとめられていないものの、平成 20 年 3 月に 5 市町それぞれで調査報告書として取りまとめられた。このうち中土佐町については、前年度までの調査結果も含みこんだ『平成

21 年度四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来 調査報告書』を平成 22 年 3 月に刊行している。これら流域 5 市町の調査報告書には、各市町の文化的景観に関して踏み込んだ内容が盛り込まれているが、一方で 5 市町個別での価値評価に寄っているがゆえに、流域全体としての文化的景観の文脈や捉え方に関する言及が少ない点は否めない。

本調査研究では、流域 5 市町の個別報告書とは異なる立場をとり、四万十川流域全体を見通すことを試みる。

**四万十川流域全体を読む視点** 四万十川流域の文化的景観に関する 5 市町連携の調査研究では、四万十川流域が川ですべて繋がってはいるものの、むしろ、流域内の各地域が各々の自然・歴史・文化によってそれぞれにまとまりを持っている、ということが明らかにされている。上流域は、秩父帯が占めるため傾斜の緩い斜面と谷底平野が点在し、その傾斜地を棚田や茶畑として利用した生業に特徴が見られる。中流域は、四万十帯に当たり、山間を河川が屈曲しながら流れるため平地は少なく、そのため林業が活発におこなわれてきた。下流域は、広大な汽水域を含む平野部である。拠点都市が形成され、氾濫原での稲作のほか、汽水域での漁業やスジアオノリ採取、ヒトエグサ養殖がおこなわれている。

極めて広域に及ぶ四万十川流域がこうして景観上いくつかのまとまりに区分されることは至極当然のことではあるが、それでもなお、川を通じて、流域各地は相互に関係性を有しているはずである。本報告書では、四万十川流域の文化的景観を全体としてとらえるための視点として、以下の 2 点を挙げる。

### ①景観上のまとまりを形成する地域相互の関連性

地域、景観上のまとまりという意味では、四万十川流域は上・中・下流域に分けられる。まずはこれらを地理的な関係の中に置き、常に各地域相互の関係を顕在化させる必要がある。全体を貫く視点としては、川の自然条件がもたらす生態系と、川に関わる生活・生業、河川や陸上の交通を基礎とする流通・

往来、水をもたらす森林と川の関係など、多様な見方が提示できる。

#### ②変化のプロセスに表れる地域相互の関連性

四万十川の上・中・下流域は、文化的景観を成り立たせているシステムとしては地域ごとにまとまりを持っているが、それらが変化していくときに、相互の関係が特に見えてくる面がある。例えば、林業と流通の仕組み、河川利用と農業形態の在り方などが挙げられる。こうした変化のプロセスを切り口に、地域相互の関連性を読むことができるものと考ええる。

### (3) 調査研究の内容

当研究所が実施した四万十川流域を対象とする調査研究は、①当研究所が独自に実施したもの、②流域市町村からの受託調査として、文化的景観の価値評価と保存計画策定を目指して実施したもの、③各市町からの個別の依頼に基づき、景観を構成する要素を調査したもの、の3種がある。

①奈良文化財研究所が独自に実施した調査では、四万十川流域を総体とした価値を捉えることを第一の目標とし、造園学や建築学、都市計画、農村計画などの様々な分野のメンバーにより、現地での実測調査やヒアリング調査、既存資料の分析等を実施した。また、平成20年度には、四万十川流域の重要文化的景観の申出に向けて、研究所で把握してきた価値評価の内容をフィードバックさせるべく各市町に対して助言をおこなったほか、流域5市町での調整を図りながら、各市町の保存計画の立案、広域を対象とした際のGISによる図面作成についても実践的な検討・協力をおこなった。

②各市町からの受託で実施した調査は、平成18～19年度に梶原町及び四万十市で、平成19年度に四万十町でおこなった調査がある。これらは、重要文化的景観の申出・選定を視野に入れた調査だったため、申出範囲の設定や重点地区の絞り込み、景観構成要素の抽出を関係機関と調整しながらおこなう

とともに、そのための基礎的作業として現地調査を実施した。

③市町からの個別の依頼で実施した調査としては、四万十市からの依頼により平成22年におこなった森山家住宅の実測調査がある。これは、重要文化的景観の重要構成要素に特定されている四万十川河口の下田地区のまちづくりと今後の整備活用を意図した基礎調査の一環として実施したものである。

### (4) 本報告書の構成

本報告書は序章以後5つの章から構成する。

第1章では、まず四万十川とその流域が日本の河川とその流域の中で持つ特異性について述べ、次いで本報告書の目的である広域の文化的景観を一連の文脈で捉える視点、変化のプロセスを四万十川流域として相互に関連させて捉える視点について論じ、本報告書の見通しを示す。

第2章では、四万十川流域を複数のまとまりに分ける要因とそれらを相互に関係づける要因とを、別個にはなく、同時に理解していくことを試みる。自然環境の概要をまとめた上で、農業、漁業、流通の往来、文化をとり上げ詳論する。

第3章では、流域での変化のプロセスを具体的に捉える。四万十川流域では特に、林業と河川流通に関連して流域各地が関わり合いながら一体としてダイナミックな変化が起きてきたため、その2つのしぐみに特化して詳論する。

第4章では、景観を構成する個別の要素と四万十川流域の文化的景観との関係について記す。梶原町の茶堂、流域の沈下橋、四万十市の下田地区と森山家住宅、蛇行地形について実施した調査につき、単体での価値を掘り下げるとともに、文化的景観としての意味を分析し、保存活用の方向性も提示する。

これらを踏まえ、第5章では、本調査研究から見てきた広域に及ぶ文化的景観の取り組みの意義と課題について記す。

### 3. 調査の体制と報告書の作成

#### (1) 調査の体制

調査は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が実施する文化的景観に関する研究業務の一環として、四万十川流域をそのフィールド調査の対象として実施したものである。調査は平成18年度から実施し、この間、椿原町及び四万十市から平成18年度と平成19年度、四万十町から平成19年度に調査研究の委託も受け、重要文化的景観の選定に向けた調査の深化や取りまとめもおこなった。また平成22年度には四万十市より森山家住宅の実測調査依頼があり、下田地区の現状に関する調査も含めて実施した。

調査は同研究所文化遺産部景観研究室が担当し、平成18～20年度にかけて、NPO法人四万十WORKSの西森初美氏の協力も得て実施した。なお本報告書の内、椿原の茶堂に関しては、清水重敦と同研究所派遣職員（当時）松本康隆が平成19年3月6日、7日の2日間に、森山家住宅の現地実測調査と下田地区の現況調査については、清水重敦、恵谷浩子、松本将一郎が平成22年5月12日から14日にかけておこなった。

平成18年度以降の調査員は以下のとおりである。

○平成18年度

独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所

文化遺産部

高瀬 要一（文化遺産部長）

文化遺産部景観研究室

内田 和伸（主任研究員）

文化遺産部建造物研究室

窪寺 茂（建造物研究室長）

清水 重敦（研究員）

文化遺産部歴史研究室

吉川 聡（主任研究員）

文化遺産部遺跡整備研究室

中島 義晴（研究員）

都城発掘調査部遺構調査室

栗野 隆（研究員）

○平成19年度～平成20年度

独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

文化遺産部景観研究室

内田 和伸（景観研究室長）

恵谷 浩子（特別研究員）

○平成21年度～平成22年度

文化遺産部景観研究室

清水 重敦（景観研究室長）

恵谷 浩子（研究員）

松本 将一郎（特別研究員（AF））

#### (2) 報告書の執筆

本報告書は、奈良文化財研究所が実施してきた四万十川流域の文化的景観に関する調査研究の成果として、同研究所文化遺産部景観研究室が作成した。本書の編集は景観研究室長・清水重敦の指導の下、恵谷浩子が担当した。

報告書は、第4章1節・4節(7)・5節を清水重敦、第4章4節(1)～(6)・(8)を松本将一郎、第5章2節を溝渕博彦（高知県教育委員会文化財課課長補佐）が執筆し、その他を恵谷浩子が執筆した。図面の作成及びレイアウトには、北野陽子、松本康隆、玉木学恵、御田智美、中川幸奈、杉本陽子、山下侑子の協力を得た。

巻頭カラー写真及び巻末白黒写真は、津野町・椿原町・中土佐町・四万十町・四万十市からの委託により、恵谷浩子が同行、助言しつつ、杉本和樹氏（西大寺フォト）が撮影した。本報告書の掲載に当たっては上記5市町の了解を得た。